

奈良県告示第二百七十六号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年十月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

| 事業名 | 確定年月日 | 地区名 | 事業年度 | 完了年月日 |
|----------|------------|--------------|------------------|--------------|
| 県営ほ場整備事業 | 平成二十年三月十二日 | 山陰地区 山陰工区 | 平成二十年度から平成二十七年まで | 平成二十八年三月三十一日 |
| 県営ほ場整備事業 | 平成二十年三月十二日 | 山陰地区 表野工区 | 平成二十年度から平成二十七年まで | 平成二十八年三月三十一日 |
| 県営ほ場整備事業 | 平成二十年三月十二日 | 山陰地区 火打工区 | 平成二十年度から平成二十七年まで | 平成二十八年三月三十一日 |